

令和 2 年 第 3 回 (4 月) 浦臼町教育委員会会議録

招 集 期 日	令 和 2 年 4 月 30 日	場 所	農村センター 第三研修室
開 閉 の 時 間	午後 7 時 20 分 開会 ・ 午後 7 時 51 分 閉会		
委 員 の 出 席 状 況	出席委員	平松職務代理、島委員、大石委員、美濃委員	
	欠席委員		
教 育 長 の 出 席 状 況	河本教育長		
職 員 の 出 席 状 況	上嶋局長、畑山社会教育係長、吉村学務係長、五十嵐主事		
議 事 日 程			
日程第1		前回の会議録の確定について	
日程第2		会議録署名委員の指名	
日程第3		教育行政報告	
日程第4	報告第 6 号	修学旅行の引率業務等に従事する浦臼町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する要領について	
日程第5	報告第 7 号	新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における町立学校職員の在宅勤務実施要領の制定について	
日程第6	議案第 11 号	浦臼町立学校管理規則の一部を改正する規則について	
日程第7	議案第 12 号	浦臼町児童生徒等就学援助規則の一部を改正する規則について	
日程第8	議案第 13 号	浦臼町学校運営協議会委員の任命について	
日程第9	議案第 14 号	浦臼町特別支援教育連携協議会委員の任命について	
日程第10	議案第 15 号	浦臼町文化財保護委員の任命について	
日程第11	議案第 16 号	浦臼町総合開発審議委員の推薦について	
日程第12	議案第 17 号	令和 2 年度就学援助の認定について	
教育長	はじめに、委員の出席数を確認をいたします。 本日の出席人員は、4 人です。		

定足数に達しております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定によりこの会議は成立しております。

ただいまから、令和2年第3回浦臼町教育委員会を開会いたします。

日程第1『前回の議事録の確定について』事務局より報告願います。

事務局

報告（承認）

教育長

日程第2 本日の『会議録署名委員の指名』をいたします。会議録署名委員は美濃委員にお願いいたします。

教育長

日程第3『教育行政報告』について、報告いたします。

教育長

（前回令和2年3月27日開催の令和2年第2回委員会以降）

内容につきましては、事前にお配りし、お目通しいただいておりますので、主なものについてのみ報告いたします。

4月17日 新型コロナウイルスの感染症に対応した臨時休業の要請についてということで、テレビ会議が開かれております。16日の鈴木知事の要請を受けて、4月20日から5月6日の臨時休業による分散登校についての説明となっております。

また、ここには記載されておりませんが、本日テレビ会議がありまして臨時休業の更なる延長につきまして説明を受けてきたところです。

教育長

ただいまの行政報告について、何か質問はございますか。

委員

（なし）

教育長

質疑がございませんので、教育行政報告については、報告済といたします。

日程第4 報告第6号『修学旅行の引率業務等に従事する浦臼町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する要領について』を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

局長

（局長 説明）

教育長

ただいま、報告第6号の説明をいたしました。

これについて何かご質問ございますか。

委員

（なし）

教育長

質疑がございませんので、報告第6号『修学旅行の引率業務等に従事する浦臼町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する要領について』は報告済みといたします。

教育長

日程第5 報告第7号『新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における町立学校職員の在宅勤務実施要領の制定について』を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

局長

（局長 説明）

教育長

ただいま、報告第7号の説明をいたしました。

これについて何かご質問ございますか。

委員

（なし）

教育長

質疑がございませんので、報告第7号『新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における町立学校職員の在宅勤務実施要領の制定について』は報告済みといたします。

教育長

日程第6 議案第11号『浦臼町立学校管理規則の一部を改正する規則について』を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

局長

（局長 説明）

教育長

ただいま、議案第11号の説明をいたしました。

これについて何かご質問ございますか。

委員 (なし)

教育長 質疑がございませんので、議案第11号『浦臼町立学校管理規則の一部を改正する規則について』を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (異議なし)

教育長 全員意義なしです。したがって、議案第11号『浦臼町立学校管理規則の一部を改正する規則について』は原案のとおり決定いたします。

教育長 日程第7 議案第12号『浦臼町児童生徒等就学援助規則の一部を改正する規則について』を議題といたします。
提案理由の説明をお願いいたします。

局長 (局長 説明)

教育長 ただいま、議案第12号の説明をいたしました。
これについて何かご質問ございますか。

委員 (なし)

教育長 質疑がございませんので、議案第12号『浦臼町児童生徒等就学援助規則の一部を改正する規則について』を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (異議なし)

教育長 全員意義なしです。したがって、議案第12号『浦臼町児童生徒等就学援助規則の一部を改正する規則について』は原案のとおり決定いたします。

教育長 日程第8 議案第13号『浦臼町学校運営協議会委員の任命について』を議題といたします。
提案理由の説明をお願いいたします。

局長 (局長 説明)

教育長 ただいま、議案第13号の説明をいたしました。
これについて何かご質問ございますか。

委員 (なし)

教育長 質疑がございませんので、議案第13号『浦臼町学校運営協議会委員の任命について』を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (異議なし)

教育長 全員異議なしです。したがって、議案第13号『浦臼町学校運営協議会委員の任命について』は原案のとおり決定いたします。

教育長 日程第9 議案第14号『浦臼町特別支援教育連携協議会委員の任命について』を議題といたします。
提案理由の説明をお願いいたします。

局長 (局長 説明)

教育長 ただいま、議案第14号の説明をいたしました。
これについて何かご質問ございますか。

委員 (なし)

教育長 質疑がございませんので、議案第14号『浦臼町特別支援教育連携協議会委員の任命について』を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (異議なし)

教育長	全員異議なしです。したがって、議案第14号『浦臼町特別支援教育連携協議会委員の任命について』は原案のとおり決定いたします。
教育長	日程第10 議案第15号『浦臼町文化財保護委員の任命について』を議題といたします。 提案理由の説明をお願いいたします。
局長	(局長 説明)
教育長	ただいま、議案第15号の説明をいたしました。 これについて何かご質問ございますか。
委員	(なし)
教育長	質疑がございませんので、議案第15号『浦臼町文化財保護委員の任命について』を原案のとおり決定してよろしいですか。
委員	(異議なし)
教育長	全員異議なしです。したがって、議案第15号『浦臼町文化財保護委員の任命について』は原案のとおり決定いたします。
教育長	日程第11 議案第16号『浦臼町総合開発審議委員の推薦について』を議題といたします。 提案理由の説明をお願いいたします。
局長	(局長 説明)
教育長	ただいま、議案第16号の説明がありました。 推薦につきましては、委員の中から教育長が推薦したいと思います。 ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
教育長	それでは、『浦臼町総合開発審議委員』に平松委員を推薦したいと思います。 ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
教育長	全員異議なしということで、『浦臼町総合開発審議委員』に平松委員を推薦することに決定いたします。
教育長	日程第12 議案第17号『令和2年度就学援助の認定について』を議題といたします。 提案理由の説明をお願いいたします。
局長	(局長 説明)
教育長	ただいま、議案第17号の説明をいたしました。 これについて何かご質問ございますか。
委員	(なし)
教育長	質疑がないようですので、申請のありました9件について、意見を付したいと思います。 1番の申請者は、認定基準を超えていることから「否認定」とし、2番以降につきましては、いずれも認定の基準を満たしておりますので「認定」としたいと思います。 が、ご異議ございませんか。
委員	(異議なし)
教育長	全員異議等ございませんので、議案第17号『令和2年度就学援助の認定について』は、申請のありました9件のうち、1件を「否認定」、8件を「認定」とすることに決定いたします。

教育長

以上を持ちまして、本委員会の議事は、全て終了いたしました。
これをもって、令和2年第3回浦臼町教育委員会を閉会いたします。

この会議録は令和2年5月21日開催の教育委員会の確定に基づき作成した。

教育長

委員

(令和2年5月8日調整 係長 吉村 美紀)